

=====公布された規則のあらまし=====

鳥取県立農業大学校管理規則等の一部を改正する規則について

1 規則の改正理由

鳥取県立農業大学校（以下「大学校」という。）の養成課程が、当該課程を修了した者が専門士と称することができる専修学校の専門課程として認められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 大学校の養成課程を修了した者は、専門士（農業専門課程）と称することができることとする。
- (2) 卒業証書に専門士（農業専門課程）であることを証する旨の記載を追加する。
- (3) 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則について、(2)に伴う所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。